

株式会社

PMS 06 役割、責任及び権限に関する規程

第1版

制定 年 月 日

改訂 年 月 日

役割、責任及び権限に関する規程

第1条(目的)

当社の各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任に関して規定することを目的とする。

第2条(用語の定義)

この規程で用いる用語の定義は、基本規程によるものとする。ただし、個人情報保護法の第2条に定義があるものについては、当該定義を準用する。

第3条(役割、責任及び権限)

個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を効果的に実施するための全社体制を「[個人情報保護体制図](#)」にとりまとめ、役割、責任及び権限を以下のように定める。

第4条(代表取締役の役割)

当社の代表取締役は、個人情報保護基本規程に定められた役割を行う。

第5条(個人情報保護管理者の役割)

個人情報保護管理者は、「[個人情報保護基本規程](#)」その他内部規定に定められた役割を行う。

個人情報保護管理者は、各部門及び階層において個人情報保護マネジメントシステムの運用を担当する個人情報保護担当者の選任を行い、指示監督を行う。

第6条(個人情報保護監査責任者の役割)

個人情報保護監査責任者は、「[個人情報保護基本規程](#)」、「[内部監査規程](#)」に定められた役割を行う。

個人情報保護監査責任者は、各部門及び階層において個人情報保護マネジメントシステムにおける監査を担当する個人情報保護監査員の選任を行い、監査の指揮を行う。

第7条(個人情報保護担当者(部門・業務責任者、部門個人情報保護管理者、担当者)の役割)

個人情報保護担当者は、「[個人情報保護基本規程](#)」、「[個人情報取扱\(部門・業務\)マニュアル](#)」、「[その他の規程、マニュアル等](#)」に定められた役割を行う。

個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者の指揮に従い、各部門及び階層において個人情報保護マネジメントシステムの運用及び教育並びに運用の確認等を行い、その結果を個人情報保護管理者に報告する。なお、ここでいう個人情報保護担当者とは、部門責任者、部門個人情報保護管理者、業務責任者、業実施担当者等の各部門及び階層における従業者を指している。

第8条(個人情報保護教育責任者の役割)

個人情報保護教育責任者は、「[個人情報保護基本規程](#)」、「[教育に関する規程](#)」に定められた役割を行う。

個人情報保護教育責任者は関連する各部門及び階層において必要となる教育トレーニングを全ての従業者に対し実施しなければならない。

第9条(個人情報保護苦情及び相談担当者の役割)

個人情報保護苦情及び相談担当者は、「[個人情報保護基本規程](#)」、「[苦情相談対応規程](#)」に定められた役割を行う。

個人情報保護苦情及び相談担当者は、個人情報保護管理者の指揮に従い、個人情報保護マネジメントシステムにおける個人情報に関する本人の権利保護のために、開示等の求めに応じ、その結果を個人情報保護管理者に報告する。

第10条(個人情報保護監査員の役割)

個人情報保護監査員は、「[個人情報保護基本規程](#)」、「[内部監査規程](#)」に定められた役割を行う。

個人情報保護監査員は、個人情報保護監査責任者の指揮に従い、各部門及び階層において個人情報保護マネジメントシステムにおける監査を行い、その結果を個人情報保護監査責任者に報告する。

第11条(本規程の改定)

本規程の改定は、個人情報保護管理者が行う。